

## 時代とともに

第8回

# 年金の保険事故としての「老齢」とは？

神奈川県立保健福祉大学名誉教授 山崎 泰彦 やまさきやすひこ

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。



「社会保険方式をとる公的年金制度は、保険料を拠出された方に対し、それに見合う給付を行うことが原則である中、就労し、一定以上の賃金を得ている厚生年金受給者に対し、年金支給を一部停止する在職老齢年金制度は、例外的な仕組みである」(社会保障審議会年金部会「議論の整理」2019.12.27)。これは年金改正に向けて提案された在職老齢年金廃止・縮小のベースになっている考え方だが、より正確には「保険料拠出者に保険事故が発生したとき、拠出実績に見合う給付を行うことが原則である」とすべきであろう。現行制度は、65歳への到達をもって所得喪失を伴う保険事故の発生と擬制し、支給開始年齢としているのである。

年金の保険事故としての「老齢」は、その時代・社会において加齢に伴って身体機能が低下し、稼得能力を喪失するとみなせる年齢でなければならない。国民年金は、その年齢を65歳として発足し、基礎年金導入の際、被用者を含む全国民共通の年齢として位置づけ、今日に至っている。

国民年金法は、制定当時、主な対象者が生産手段を有する農林漁業や商工業の自営業者であり、被用者年金でいう退職要件が馴染まないことから、生産活動から引退する年齢として被用者よりは遅い65歳を標準的年齢とし、個別事情に応じた繰下げ・繰上げの選択制を採用した。今日、仮に国民年金の対象者が当時と変わらなければ、その年齢は75歳以上になるはずである。これは平均寿命の伸長等からも明らかであり、日本老年学会・日本老年医学会からも高齢者の定義を75歳以上とする提言が出ているところである。

それにもかかわらず、65歳原則に拘らざるを得ないのは、現在では国民年金の対象者が全国民になり、大きく被用者に比重がシフトしているからであろう。しかし、わが国の高齢者の就業意欲は高く、実質的引退年齢は先進諸国のなかで最も高いグループにある。しかも、高年齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業確保が新たな目標とされた。当面は企業の努力義務だが、いずれ義務化されることが予定されている。将来的には75歳までに射程が広がるのではないか。

そういうなかで在職老齢年金の廃止・縮小を目指すのであれば、65歳台後半の就業実態に合わせて段階的に支給開始年齢を上げ、それと歩調を合わせて廃止・縮小を進めるのが現実的な取組みであろう。

保険料の上限が設定された現在の財政フレームの下で支給開始年齢を上げれば、受給期間短縮による財政の好転によりマクロ経済スライドの停止時期が早まり、給付水準の自動的な改善をもたらす。ただしこれには、給付改善の財政効果が、年齢引上げの対象になる将来世代だけでなく、現在の高齢世代にも及ぶことから、その分だけ将来世代の給付改善を抑制し、世代間格差を拡大させるという問題がある。給付改善を将来世代のみに帰着させるには、支給開始年齢を段階的に上げ、それに応じて将来世代の単価・乗率を上げる必要がある。これは、現行の選択制の繰下げ受給を強制に切り替えるのと変わらない。